

官公需適格組合（中小企業庁認定）
静岡県消防設備保守点検業協同組合

組合だより



第 45 号

発行：令和 4 年 10 月 吉日
住所：静岡市駿河区南町 5 番 3 号
Tel 054-287-5091 Fax 054-287-5092
メールアドレス：syoubouyou-k@mti.biglobe.ne.jp
HP アドレス：http://www.siz-sba.or.jp/syob-k/



法令遵守を行動指針に、官公庁発注の消防用設備等保守点検業務を通じて
私たち組合員は、地域社会の安全と安心に貢献します

消防法が義務づけた「消防用設備等点検報告」の点検業務は
消防設備士等の有資格者点検を基本とする「独占的業務」であり
高度化した各種消防用設備等に対応する「多数の有資格者による業務体制」が必要不可欠です

静岡県消防設備保守点検業協同組合は、再委託禁止の原則を遵守し契約条項を履行できる
各組合員が雇用した有資格者により、各種試験器具等を用い適正点検を実施しています

- 報告義務者が「点検」を無資格者に行わせると 消防法第44条第11号の罰則です
- 違反行為をした法人の代表者や従業員にも罰金30万円以下が科せられます

組合員	60 社
常用従業員	640 人
うち消防設備士・消防 設備点検資格者等	450 人
電気工事士	205 人
防火設備検査員	76 人
(組合事務局・常勤職員 2 人)	

活動報告

官公需適格組合「21 年」の実績！

— 平成 13 年 11 月認定から 8 回目の更新へ —

官公需適格組合とは？ 国や県・市町村等に協同組合等（※1）の積極的な活用を促すため、昭和 42 年度（1967 年度）に官公需法（※2）に基づき制度化されたものです。「お役所の仕事を共同受注できる体制を備えている組合」とであると、国が証明（認定）した協同組合等のこと。国（中小企業庁）HP で見てみます。



(組合だより第 2 号のイラスト)

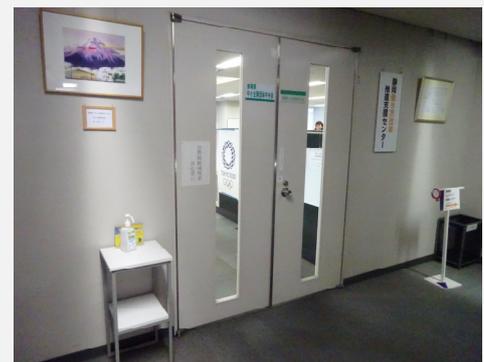
- 経営規模の小さな中小企業 1 社では受注が難しい高額の場合でも、数社で共同して受注すれば、確実に契約を履行できる場合があります。
- その対応策の 1 つとして、協同組合等による官公需の共同受注があります。
- 官公需適格組合制度は、中小企業の共同受注を進めるため、一定の要件を満たす協同組合等を中小企業庁（各地方経済産業局）が証明する制度です。
- 官公需適格組合は、入札参加の際に特例（※3）の対象となります。
- 「国等の契約の基本方針」において、官公需適格組合の活用を進め、中小企業の受注機会の増大を図ることとしています。

※1； 事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会（官公需法施行令第 1 条第 2 項）

※2； 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和 41 年法律第 97 号）

※3； 証明を受けた官公需適格組合は、競争契約参加資格審査において、生産・販売高、資本金などについて、組合の数値に組合員の数値を合算される特例があります。→ 関連 6 ページ（随意契約事例）

厳しい審査と“3 年更新”の重み！ 静岡県消防設備保守点検業協同組合（以下「組合」）は、平成 13 年（2001 年）11 月 16 日に 厳しい審査を経て国（中小企業庁）から第 1 回の認定を受けています。それから、消防用設備等保守点検業の官公需適格組合として活動を重ねること 21 年 — 組合は、令和 4 年 10 月 7 日（金）夕方、8 回目の認定更新を受けるための申請書（更新申請書と活動実績資料等）を、国が定める事務機関「静岡県中小企業団体中央会（右写真）」へ持参しました。第 1 回認定と同水準の審査を 3 年ごとに行い、認定更新の判断が下される官公需適格組合 — “3 年更新”の重みへの理解が、県内での官公需適格組合の活用促進に繋がることを願ってやみません。



県内の官公需適格組合数 (R4. 10. 30) は 46 組合 (全国 918 組合)

令和4年4月～9月
(令和4年度上半期)

組合活動の推進へ 令和4年度上半期事業を総括する！

新年度（令和4年度）スタートから6か月が経過。組合活動は年度後半へと、第28回通常総会で採択した「令和4年度組合事業計画」をどこまで具体化できるか！—— 毎年のことですが、重要な時期を迎えます。

特に、年度後半の組合活動が、来年度（令和5年度）の共同受注と事業成果に大きく影響することから、令和4年度上半期を事業総括した上で、年度後半の事業予定を整理してみました（下表）。



朝日に輝く緑のように！

事業総括（令和4年4月～9月） 新型コロナウイルス感染症まん延がやや沈静化した中で、第28回通常総会が従来の開催形式（総会＋情報交換会）で開催され、第3回理事会（7/14開催）には組合事務局から令和4年度共同受注状況「ほぼ前年度並み」の報告。また、7月25日（月）の令和4年度「点検料金積算基準改定」検討会の開催、9月下旬の県消防学校への講師派遣辞退（派遣日が年度末3月に変更になり関係者・理事会が懸命の日程調整を模索したが業務面で派遣困難と判断）など。

事業予定（令和4年10月～令和5年3月） 令和4年度組合事業計画に基づき、新型コロナ禍前の例年ベースで年度後半の業務や事業を実施していく予定。国要望や県関係要望については、理事会で協議しながら取組を進めていきます。なお、消費税インボイス制度導入（業者登録期限は令和5年3月末・制度施行は令和5年10月1日から）や消防用設備等点検報告業務の電子申請等には、組合事務局等が適切に対処していきますのでご協力、ご支援をお願いします。

令和4年4月～9月(実績)		令和4年10月～令和5年3月(実績, 予定)	
04.01(金)	・令和4年度がスタート	10.03(月)	・共同受注検査の開始／3, 5, 19, 21, 27
	・共同受注・点検検査（年間）	10.05(水)	・要望等検討状況を理事長報告（中間）
	・決算作成, 第28回通常総会の準備	10.07(金)	・官公需適格組合の第8回更新申請
	・組合だより No43 発行	10.27(木)	・共同受注検査の完了／3, 5, 19, 21, 27
04.12(火)	・第1回理事会	10.31(月)	・組合だより No45 発行
04.14(木)	・令和3年度決算等の会計監査	11.10(木)	・官公需確保対策地方協議会オンライン会議
04.15(金)	・通常総会(第28回)開催通知の送付	11.17(木)	・組合青年部会が交流促進事業
05.18(水)	・第28回通常総会の開催	11.30(水)	・組合ホームページ更新
05.27(金)	・税申告及び県等への定期報告提出	12.01(木)	・組合だより新年号 No46 発行
06.14(火)	・第2回理事会（書面決議方式）		・年末新年業務を処理・準備
06.17(金)	・令和4年4月末有資格者等集計を完了		・共同受注の課題解決活動(中間総括)
06.28(火)	・組合青年部会が交流促進事業	01.01(日)	・新年挨拶回り
06.29(水)	・県中小企業団体中央会の通常総会		・関係市等入札業者登録更新
～6月末	・共同受注結果の総括、理事会準備		・理事会(青年部会意見交換含む)開催
07.14(木)	・第3回理事会/理事が静岡方面挨拶回り		・国要望及び県関係要望
07.15(金)	・官公需受注力強化セミナー 1F-ト会議		・令和4年度後期検査日程(1-3月)
07.25(月)	・点検料金積算基準改定検討会		・事業報告・計画、決算・予算関係
07.25(月)	・組合速報「コロナ第26報」		・令和5年度共同受注活動が本格化
07.28(木)	・組合だより No44 発行	03.31(金)	・第29回通常総会(R5.5.17水)準備
08.01(月)	・国要望及び県関係要望の検討		
	・業界及び消防行政の新たな動き整理		
	・共同受注の課題解決活動(事務局)		
09.16(金)	・令和4年度前期検査日程(素案)まとめ		
09.27(火)	・県消防学校講師の打診→10/3 辞退		
09.27(火)	・関係市入札業者登録更新		

<令和5年4月>

- ・第1回理事会
- ・会計監査など



組合事務所に消防設備士が来た！

令和4年9月20日（火）は、組合事務所が入居する事務所ビルの消防用設備等の点検日でした（右写真）。

共同受注検査 (前期・書類検査)

官公需適格組合だからこそ、適正点検を完遂！

— 共同受注した「点検業務」を相互チェック —

官公需適格組合の認定条件(中小企業庁)である「共同受注検査」—— 年2回のうち前期検査は、共同受注した全物件の書類検査です。令和4年度は、検査員6名(理事長が理事会の同意を得て任命・2名1組で活動)と組合員(幹事会社)実務担当者10名、それに組合事務局長が加わって共同受注関係の全書類を相互確認。小田巻検査員長は、令和4年度共同受注検査・前期の完了に当たり「概ね良好。引き続き緊張感を持って適正点検を遂行されたい」と総括しました。下記スキーム図は、官公需法(官公需適格組合)における「共同受注検査の位置づけ」ですが、これら全てで成り立つものが「官公需適格組合」です。

【認定の条件】

年2回の各検査は2か月前から日程調整を開始

組合関係者が / 約2週間
点検業務を相互チェック

組合点検済証

理事会・監事に加え官公需法に基づく共同受注委員会設置(理事会と連携)で責任体制を強化

毎年4月末、消防設備士など有資格者の免状と健康保険証を全員確認(R4.4月末)450名/約3週間作業

定期、中間報告等の監督など

組合業務「品質と信頼」は
共同受注検査のほか
法律に基づく「仕組と活動」、
見えない努力で確保される！



10/3(月) 組合事務所

鈴与技研(株)/幹事会社
セルコ(株), セルコ産業(株)
/幹事会社
小田巻・長田検査員



10/5(水) 組合・浜松事務所

日興電気通信(株)/幹事会社
セルコ(株)/幹事会社
稲垣・藤田・佐々木・小川
検査員

10/19(水) 組合事務所

(株)富士消防機商会/幹事会社
稲垣・藤田検査員

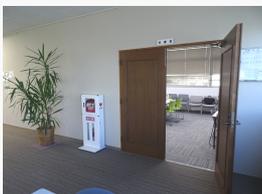


10/21(金) 組合事務所

鈴与技研(株)/幹事会社
佐々木・小川検査員

10/27(木) 組合・浜松支所

セルコ(株)/幹事会社
東海消防技研(株)/幹事会社
小田巻・長田検査員



組合・浜松支所/日興電気通信(株) 本社
静岡市内・組合事務所の通路

<令和4年度共同受注検査員>

検査員長 小田巻 秀幸 (鈴与技研株式会社)
検査員 稲垣 憲幸 (株式会社日本防火研究所)
検査員 藤田 貴也 (セルコ株式会社)
検査員 長田 基希 (東海消防技研株式会社)
検査員 佐々木 強 (日興電気通信株式会社)
検査員 小川 博史 (セルコ産業株式会社)

“もし業法があったなら！”

- 1 デジタル化（電子申請等）
- 2 規制改革の推進
- 3 スマホ・ウェブを使ったマッチングサービス事業
- 4 その他（二酸化炭素消火設備関連事故、相次ぐ火災、
新型コロナ禍と業種別ガイドライン策定等）

令和4年6月3日「第4回デジタル臨時行政調査会」；首相官邸HP転載

デジタル庁の設置
(令和3年9月1日)



組合が行う「消防用設備等点検報告（消防法第17条の3の3）」は、悲惨なデパート火災(※)等を教訓に昭和49年の消防法改正で創設されて以来、約半世紀にわたる社会や生活様式等の変化の中、制度を充実強化させ現在に至ります。今回は、現行制度を取り巻く業界の新たな動き（上記4項目）を、組合の取組（業法制定）と関連づけて概観してみました(文責は組合事務局)。

- ※ 大阪市千日デパートビル火災 (S47.5.13 発生、死者118人・負傷者81人・8,763㎡焼失)
- ※ 熊本市大洋デパート火災 (S48.11.29 発生、死者104人・負傷者124人・12,581㎡焼失)



1 デジタル化（電子申請等）

- ・ デジタル化及び規制改革は、「行政改革」に連なる政府の最重要施策。現在の取組は平成25年1月設置の行政改革推進本部及び行政改革推進会議が基になり、各分野で実施計画等(目標年次・目標・推進組織等)が策定されている。
 - ・ R2(2020)7.17：規制改革実施計画（閣議決定）
 - ・ R2(2020)12.25：デジタルガバメント実行計画改定(同)
- ・ 火災予防分野では、消防庁次長通知「消防関係法令に基づく書面規制、押印、対面規制の見直し及び手続のオンライン化について(R2.12.25)」の後、令和3年3月23日に設置した消防庁内「電子申請等の導入に向けた検討会」が、標準モデル構築に関する報告書と電子申請等導入マニュアルを公表(R3.12.9)。
- ・ 令和4年7月28日付・消防庁予防課長通知では、「全国・都道府県別の電子申請等導入(予定含む)状況・6月1日時点」が各都道府県へ通知された。
 - 全国 46.3%、静岡県 43.8%(全国第26位)
- ・ 手続等のデジタル化が適正点検の確保に影響。業者を規律する業法の必要性が高まる（組合の考え）。

2 規制改革の推進

- 「現場のスプリンクラー設備を見ない？」
- ・ 令和4年6月3日開催の第4回デジタル臨時行政調査会(以下「デジタル臨調」)で、会長(総理大臣)は「デジタル臨調立ち上げから半年、約1万の法令を総点検し約4,000条項の見直し方針を確定。今後3年間(～令和7年)でアナログ的規制をデジタル技術に置き換える」と発言。アナログ的規制とは、目視、実地による定期検査・定期監査等。

R4.10.25 河野大臣「令和6年6月までに前倒し」

- ・ 命(いのち)は現場にある！—— 命が危険に晒される場面で移動する消防用設備等を他の設備と一緒に扱って良いのかという意見。また、令和4年6月11日付新聞(全国紙)に掲載された小さな記事には「保育園の実地検査を書面・オンラインでも可能とする児童福祉法施行令改正案を危ぶむ現場の声」。
- ・ そうした中、令和4年9月に静岡県内で起きた「園児バス置き去り事故」。空っぽの水筒が訴えるものとは！

3 スマホ・ウェブを使ったマッチングサービス事業

- ・ 令和4年6月、地元自治体や消防関係機関・団体等が名を連ねる実行委員会主催「横浜国際消防・防災展」。関係事業者によるディスカッションで、スマホ・ウェブを使ったマッチングサービス事業が情報発信された。
- ・ 新しいビジネスモデル(事業者)の登場に、消防法令など現在の火災予防分野の仕組みは、どう対処し適正点検を確保していくのか。業法との関係は？

4 その他（事故・火災・新型コロナ等）

- ・ 令和2年12月～令和3年4月の二酸化炭素消火設備関連の死亡事故(現場作業員7人)。消防庁は、注意喚起の通知、検討会(部会)での再発防止のあり方検討、消防法施行令の改正等。
- ・ 大阪市北区内のビル火災(R3.12月)、新潟県村上市内の製菓工場火災(R4.2月)、北九州市の旦過(たんが)地区を襲った連続火災(R4.4月と8月)など。点検報告から維持管理へ業者の貢献とは。
- ・ 新型コロナ禍で、業種別ガイドラインが策定されない業界の現状と業法の必要性など。

◆◆◆ 組合顧問弁護士兼理事の法律メモ ◆◆◆

～ 民法改正・賃貸借契約（４）～



顧問弁護士 吉川友朗

静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
静岡市葵区鷹匠 1-4-1

佐野ビル 3階
電話 054-205-2250
FAX 054-205-2290

今回も、前回に引き続き、賃貸借契約の分野における民法改正（令和2年4月施行）についてお話をさせていただきます。

例えば、アパートの賃貸借契約が典型的な例ですが、この場合、契約締結の際に、連帯保証人をつけることを求められることが多かったと思います。この連帯保証人は、主債務者である借主が、家賃を滞納したり、賃貸物件を壊してしまった場合、滞納家賃を全額支払わなければならないか、壊れてしまった物件の修理費用を支払わなければならない責任を負う人のことを言います。仮に、滞納家賃が1,000万円であっても、連帯保証人である以上、1,000万円全額支払わなければならないませんでした。

しかし、これではあまりにも連帯保証人の負担が重く、賃貸借契約を締結する際に、連帯保証人を見つけにくくなってしまう可能性があります。そこで、今回の民法改正によって、賃貸借契約の連帯保証人については、契約を締結する際に、連帯保証人が負担しなければならない極度額（限度額）を設定することが義務化され、設定した極度額は契約書に記載しなくてはならなくなりました。但し、ここで言う連帯保証人は、個人の連帯保証人をいい、法人が連帯保証人となる場合は含まれませんので、注意して下さい。

なお、この極度額を設定する際には、当事者間（貸借人・借借人・連帯保証人）で話し合っ決めて決めることになっています。

また、極度額の金額には制限はないため、高額の極度額を設定することも可能ですが、あまりにも高額な極度額を設定してしまうと、連帯保証人になってくれる人がいなくなってしまうから、自然と常識的な範囲の極度額の範囲に収まると思われます。

さらに、事業のための賃貸借契約に限定されますが、借主（借借人）は、連帯保証人となってくれるようお願いする人に対し、①財産及び収支の状況、②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況、③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容を説明しなくてはならなくなりました。これによって経済的な不安がある人の連帯保証人となるリスクを減少させることができるようになりました。

以上のように、賃貸借契約における連帯保証人については、大幅な改正がなされましたが、仮に、極度額を定めなかったり、口頭では極度額を定めたが、その額を賃貸借契約書に明記していなかった場合、滞納家賃が発生したとしても、貸主（借借人）は、連帯保証人に対し、一切の請求はできませんので、注意が必要です。

重要

消防庁次長通知（令和4年9月14日付・消防予第416号）

改正内容は、
消防庁HP等
でお確かめ下さい

「消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について」

- ・ 通知先； 各都道府県知事及び各指定都市（政令市のこと）の市長
- ・ 内 容； 令和2年12月から4月にかけて、全域放出方式の二酸化炭素を消火剤とする不活性ガス消火設備（以下「二酸化炭素消火設備」）関連の死亡事故が相次いで発生したため、事故再発防止のため技術上の基準等の見直し（遡及対象設備の追加、消防設備士又は消防設備点検資格者に点検をさせなければならない防火対象物の追加）のほか、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書及び工事整備対象設備など着工届出書に添付する書類の合理化を行う。
- ・ 規則等； 施行規則、点検基準や点検票様式等を定める消防庁告示も、施行令改正に伴い一部改正。
- ・ 施行等； 公布日は令和4年9月14日、施行日は令和5年4月1日
- ・ 消防庁HP； <https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/61e7300d31570d1c235d5c18b7de588569c43147.pdf>

全国事例「災害基本協定を結んだ官公需適格組合」と随意契約（業務委託）！

横須賀市は、令和3年1月、横須賀・三浦・逗子・葉山の3市1町にある10社の設計事務所が加盟する官公需適格組合「ミーズ設計連合協同組合」と「災害時における行政センターの応急点検等への協力に関する防災協定」を締結。ミーズ設計連合協同組合は、横須賀市とこうした取組を積み重ねた結果、横須賀市から随意契約方式による設計業務を受託することができました。この情報は、全国中小企業団体中央会が令和4年7月15日（金）に開催した「受注力強化セミナー（JFT会議）」で紹介されたものです。



横須賀市役所（HP転載）

>>組合員名簿

会社名	代表者	住所	電話	会社名	代表者	住所	電話
広伸防災(株) 本社	飯塚 史洋	富士市川成島	0545-63-2178	坂庭TA	坂庭 民茂	浜松市南区	053-440-7751
沼津支店	鈴木 広昭	沼津市沼北町	055-923-3363	三興電機(株)	村串 守啓	浜松市中区	053-436-5111
鈴木技研(株) 東部営業所	高田 靖彦	沼津市大諏訪	055-941-6481	(有)高防防災メンテナンス	季高 良夫	浜松市東区	053-435-4308
ニッセー防災(株)	土谷 直人	裾野市佐野	055-992-5213	鈴木消防設備	鈴木 政則	浜松市東区	090-5118-8048
(株)アオイテレテック	佐野 靖浩	静岡市駿河区	054-286-1256	(株)鈴木防災	鈴木 啓示	磐田市富丘	0538-84-7455
(株)SG防災テクノサービス	杉村 一男	藤枝市田沼	054-637-1260	鈴木防災	鈴木 芳武	浜松市中区	053-465-6334
(株)共同設備	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-265-9255	鈴木技研(株) 西部営業所	川村 孝祐	掛川市本所	0537-27-2331
近藤設備	近藤 晃弘	静岡市駿河区	054-256-0690	西遠消防機具(株)	松井 清海	浜松市浜北区	053-586-4456
消防機材山治(株)	福井 隆幸	静岡市葵区	054-248-0119	セルコ(株) 本社	西川 和宏	浜松市東区	053-463-1341
鈴木技研(株) 本社	杉山 和幸	静岡市駿河区	054-281-3311	掛川営業所	高島俊太郎	掛川市園ヶ谷	0537-22-0119
関防災設備	関 貴之進	静岡市清水区	054-351-1557	磐田営業所	鈴木 睦久	磐田市西貝塚	0538-31-8565
セルコ(株) 静岡支店	橋詰 歩	静岡市駿河区	054-288-2210	湖西営業所	藤田 光弘	湖西市吉美	053-575-3119
セルコ産業(株)	西川 和宏	静岡市駿河区	054-260-6009	相互電池産業(株)浜松事務所	石原 忠勝	浜松市東区	053-424-7552
太平エフ・イー・システム(株)	平野 和真	静岡市駿河区	054-257-6855	(株)タキボウ	瀧 雅也	浜松市中区	053-523-7500
(株)タピア	湊 宏治	静岡市葵区	054-248-6466	(株)タナカ総合	田中 誠次	浜松市西区	053-543-9723
日興電気通信(株) 静岡営業所	奥田 敏光	静岡市駿河区	054-266-6762	中部防災工業(株)	松坂 直和	浜松市北区	053-438-3081
(株)日本防災システム	大島 至了	島田市中河町	0547-35-2001	電通システム(株)	木下 敏彦	浜松市南区	053-441-3911
花村消防設備	花村 英樹	静岡市葵区	054-277-3194	東海消防技研(株)	佐藤 誠	浜松市中区	053-463-5601
(株)ピーティーエス	坪井 政春	静岡市清水区	054-388-9989	東海防災(株)	野田 宗義	浜松市中区	053-474-2627
(株)富士消防機商会	荒瀬 敏弘	静岡市清水区	054-366-7034	(有)豊田消防設備	金原 克己	磐田市東貝塚	0538-36-0119
(株)プラステクト	鈴木 努	静岡市葵区	054-204-1882	日興電気通信(株) 本社	堀部 成信	浜松市北区	053-439-1125
マナブ防火防災メンテナンス	遠藤 学	静岡市清水区	080-4939-0093	ニッコウプロセス(株)	加藤 裕介	浜松市北区	053-439-1122
宮崎設備	宮崎 誠二	静岡市葵区	090-6616-4448	(株)日本防火研究所	市川 智也	浜松市東区	053-461-1373
宮澤電池産業(株)	宮澤 学	静岡市葵区	054-247-1211	(有)袴田防災設備	竹内 宏行	浜松市浜北区	053-587-1373
明幸電業	鈴木 秀幸	静岡市駿河区	054-256-2878	浜松総合防災設備(株)	伊藤 直人	浜松市中区	053-465-4664
(同)葵防災工業	井口 慎一	浜松市中区	090-3389-7593	(有)富士電機浜松	小池 浩司	浜松市東区	053-464-1183
(有)石垣防災	石垣 益年	浜松市浜北区	053-587-5699	(同)藤屋設備	近藤 奈央	浜松市北区	053-542-0084
(有)エイト・エス・イー・エム	町田 和久	掛川市亀の甲	0537-24-0407	(有)北部防災工業	鈴木 康之	磐田市大久保	0538-38-1742
(有)遠州消防設備	神谷 知宏	磐田市天竜	0538-34-6574	防災設備社(株)	萩内 博志	浜松市東区	053-423-0119
太田防災	太田 済広	浜松市天竜区	053-925-2814	宮下防災	宮下 光	袋井市天神町	080-5100-3088
木下電気(株)	木下 哲志	浜松市浜北区	053-582-3930	みゆき防災	野末 悠	浜松市北区	090-5454-2003
北沢防災設備(有)	北沢 浩之	浜松市浜北区	053-586-4100	ムラソー	村松 哲也	浜松市中区	053-437-6711
(株)北島電設	北島 実	浜松市東区	053-433-5303	ライト・アーマー	中村 文彦	浜松市西区	080-5130-1996
(株)久嶋防災	久嶋 宏之	浜松市中区	080-2662-3019				
サイトウ防災	斎藤 至	浜松市中区	053-474-3837				

>>賛助会員名簿

会社名	代表者	住所	電話
TOA(株) 静岡営業所	中矢 直樹	静岡市葵区	054-251-5350
能美防災(株) 静岡支社	高沢 豊秀	静岡市葵区	054-340-0013
パナソニック(株)エレクトリックワークス社 静岡電材(営)	大西 裕之	静岡市葵区	054-261-8618
ホーチキ(株) 静岡支社	佛木 貴之	静岡市駿河区	054-202-3811

理事長	西川和宏	セルコ株式会社
副理事長	杉山和幸	鈴木技研株式会社
副理事長	堀部莞爾	ニッコウプロセス株式会社
理事	飯塚史洋	広伸防災株式会社
理事	吉川友朗	静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所
監事	宇式三郎	株式会社アオイテレテック
監事	土谷直人	ニッセー防災株式会社
事務局長	仁科満寿雄	専務理事兼務
事務局職員	鷲巣節子	